## 養子縁組・離縁、認知

	届出の種類	届出期間	届出人	届出の場所	必要なもの
養子縁組届		期間なし	養親及び養子 (養子が 15 歳未満 の場合は代諾権者 [法定代理人])	養親または養子の本籍 地もしくは住所地の市 役所、窓口センター	■ 届書 ※証人は成年者 2 人以上必要 ※養親または養子に配偶者が いる場合、その方の同意が 必要 ■ 養親及び養子の印鑑 (養子が 15 歳未満の場合は 代諾権者の印鑑) (押印は任意) ■ 家庭裁判所の許可書 (未成年者を養子にすると き。ただし自己または配偶 者の直系卑属を養子にする ときは、不要) ■ 国民健康保険被保険者証 (加入者のみ) ■ マイナンバーカード (氏の変更がある方のみ)
	<b>養子離</b> 協議	期間なし	養親及び養子 (養子が 15 歳未満 の場合は離縁協議者 [離縁後に法定代理人 となるべき者])	養親または養子の本籍 地もしくは住所地の市 役所、 <u>窓口センター</u>	<ul> <li>届書</li> <li>※証人は成年者2人以上必要</li> <li>養親及び養子の印鑑         <ul> <li>(養子が15歳未満の場合は離縁協議者の印鑑)</li> <li>(押印は任意)</li> </ul> </li> <li>国民健康保険被保険者証(加入者のみ)</li> <li>マイナンバーカード(氏の変更がある方のみ)</li> </ul>

	調停審判判決	裁判の確定 または調停 の成立した 日から 10 日以内	申立人	養親または養子の本籍 地もしくは住所地の市 役所、 <u>窓口センター</u>	<ul> <li>届書</li> <li>申立人の印鑑         <ul> <li>(押印は任意)</li> </ul> </li> <li>調停調書謄本         <ul> <li>(調停離縁)</li> </ul> </li> <li>審判書謄本と確定証明書         <ul> <li>(審判離縁)</li> </ul> </li> <li>判決謄本と確定証明書         <ul> <li>(判決離縁)</li> </ul> </li> <li>マイナンバーカード         <ul> <li>(氏の変更がある方のみ)</li> </ul> </li> </ul>
	任意	期間なし	認知する者	認知する者または認知 される者の本籍地もし くは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	<ul><li>届書</li><li>認知する者の印鑑 (押印は任意)</li><li>子が成年者の場合はその 承諾書</li></ul>
認知届	審判判決	裁判の確定 した日から 10 日以内	申立人	認知する者または認知される者の本籍地もしくは住所地の市役所、 窓口センター	<ul> <li>届書</li> <li>認知する者の印鑑         <ul> <li>(押印は任意)</li> </ul> </li> <li>審判書謄本と確定証明         <ul> <li>(審判認知)</li> </ul> </li> <li>判決謄本と確定証明書         <ul> <li>(判決認知)</li> </ul> </li> </ul>